

(修正案)

○ 取組の方向性

① 教員の資質と能力の向上

意欲と指導力にあふれる教員を育成するため、教員の資質と指導力を向上させるOJTや職層に応じた研修などを充実します。併せて、若手教員など経験が浅い教員をサポートする体制づくりに取り組みます。

② 地域から信頼される学校づくり

学校評議員制度や学校評価を活用し、自律的・継続的に学校運営の改善を図り、学校・保護者・地域が同じ目標の下、子どもたちを共に育む教育を推進します。

③ 特色ある教育活動

各学校の自主性と創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、文化・伝統等の地域に根ざした活動等を通して魅力ある学校づくりを推進します。

④ 学校における働き方改革等

教員の勤務実態を把握し、役割分担や業務の進め方など、さまざまな観点から業務を見直し、教員の長時間労働を改善して、教員が一人一人の子どもと向き合う時間を充実させる取組を推進します。

【主な取組】

①-1 教員育成研修

教員としての資質・指導力の向上を図るため、学校内外において教育課題を先取りした組織的な研修を行うとともに、若手教員に対する基礎的・基本的な内容の研修を充実します。

また、「主体的・対話的で深い学び」の授業を実践するため、指導法研修会はもとより、国際化・情報化への対応や特別支援教育の充実など今日的な教育課題に対する研修を充実します。

①-2 教育支援チーム（仮）の設置【新規】

新規採用教員が毎年各校1人程度配置される現状を受け、教員の人材育成を図るとともに、落ち着きのない学級など改善が必要な場合に、教育センターから支援チーム（指導力のある元教員や校長、臨床心理士など）を派遣し、早期解決を図り、学校の自主的な教育活動を支援していく仕組みを構築します。

②-1 学校評議員制度

信頼される学校づくりを推進するため、全小・中学校と幼稚園に学校評議員会を設置し、学校経営方針や指導の重点目標、教育活動などに関する情報を発信し、積極的な意見交換を推進します。

また、保護者会等において、学校評議員会で出された意見等を周知するとともに、広く保護者の意見の聴取にも努めます。

②-2 学校評価システム

中央区学校評価ガイドラインに基づき、毎年、前年度の評価結果を踏まえた目標の設定、自己評価、学校関係者評価を行い、その結果を公表するとともに、4年に1度の周期で学校運営に専門的な見識のある第三者を加えた外部評価を実施し、学校運営や教育活動の改善を図ります。

基本方針２ 豊かな心、温かな人間関係を育む教育の推進

（２） いじめを生まない学校づくり

いじめは、いじめられた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を及ぼし、児童・生徒の心に長く深い傷を残します。

本区では、いじめは絶対に許さないという強い信念を持っていじめの未然防止等に取り組んでいます。が、「いじめはどの学校、どの学級、どの子どもにも起こりうる」という認識のもと、いじめの防止、早期発見に努め、ささいな兆候にも適切に対応していくことが重要です。

また、いじめの傍観者も加害者の一員であるという認識を子どもたちに理解してもらい、いじめが発生した際には強い気持ちを持ってお互いが助け合えるような学校づくりを推進します。

○ 現状と課題

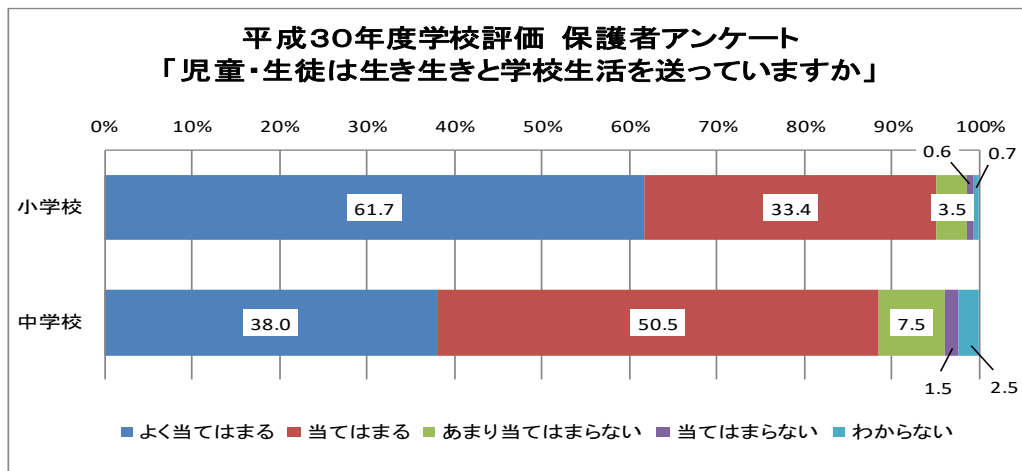
平成25（2013）年6月にいじめ防止対策推進法が公布され、いじめの定義が変更になりました。従前の定義では、「心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているもの」というものでしたが、今は「他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）で当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」に改められました。これは、ふざけ合いなどと勘違いしていじめを見逃すことがないように、本人が嫌だと感じたものはいじめと認知し、未然防止や早期発見につなげていくというねらいがあります。本区はいじめの認知件数（図1）が平成30（2018）年度に急増しているのは、いじめ防止対策推進法上の認知件数を計上したことが主な要因です。

平成30（2018）年度「幼児・児童・生徒の問題行動及び事故等の月例調査」の「いじめの態様」をみると、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、次いで「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」となっています（図2）。これらは、いじめを見ている周りの児童・生徒も「ふざけている」と勘違いしたり、被害を受けている児童・生徒もその時には気付かずに、後になっていじめと認識したりするケースもあります。しかし、このようないじめは教員の目が行き届かないことも多く、まわりの児童・生徒もいじめをいじめとして認識せずに見過ごしてしまう可能性があることから、気がついたときには重大ないじめに発展してしまうといった危険性がひそんでいるといえます。

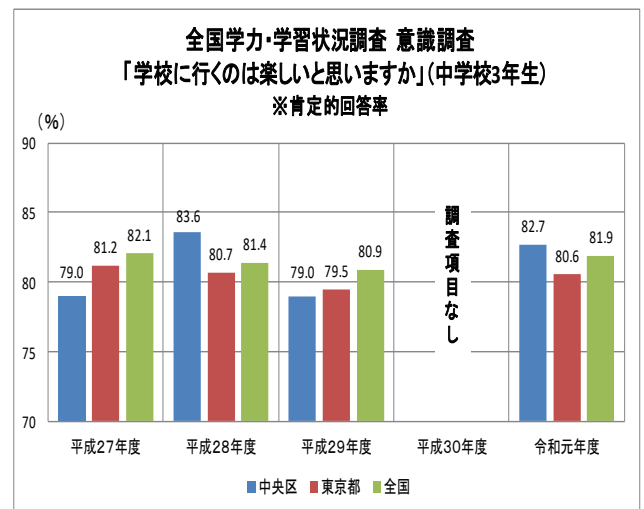
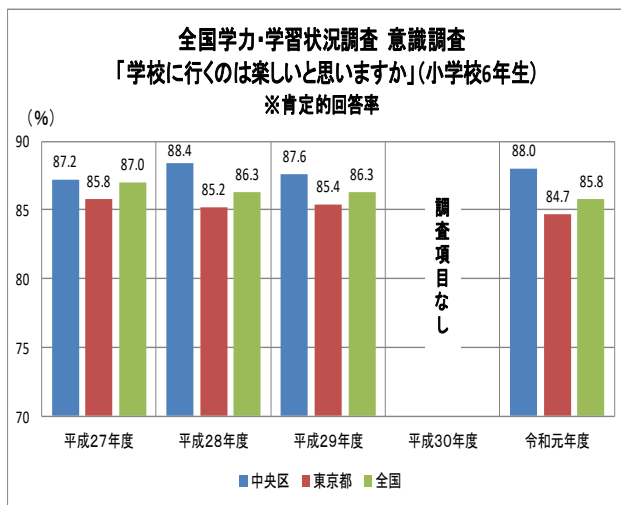
最近ではSNS上でのいじめも認知されてきており、平成29（2017）年度には小学校で1件、中学校で0件であったものが、平成30（2018）年度では中学校で7件と増えている状況にあります。適切な情報モラルを身に付けずに友達の悪口を書くなどといった行為が見受けられ、SNS上で行われるいじめは、より大人からは見えにくい状況となっています。

教員等以外によるいじめ発見のきっかけとして最も多かったのは、「いじめを受けた本人の保護者からの訴え」である一方、「本人からの訴え」や「まわりの児童・生徒からの情報」は少ない状況です（図3）。これは、前述の理由以外にも、いじめられた子ども自身が「心配されたくない」などの気持ちから、いじめを否定する心理が働いている場合が考えられます。まわりの児童・生徒も、いじめと認識しているにも関わらず、「仕返し怖い」「次は自分かもしれない」などの思いから、勇気が持てず傍観者として情報提供を踏みとどまるケースも考えられます。また保護者が、自分の子どもへの仕返しを恐れ、加害者への指導を行わないでほしいと訴えるケースもあります。これらはほんの一例にすぎませんが、さまざまな角度やあらゆるケースを想定した上で、いじめの未然防止を重視し、早期発見・早期対応を組織的に行うとともに、子どもたちが安心して相談できる環境を整えることが重要です。

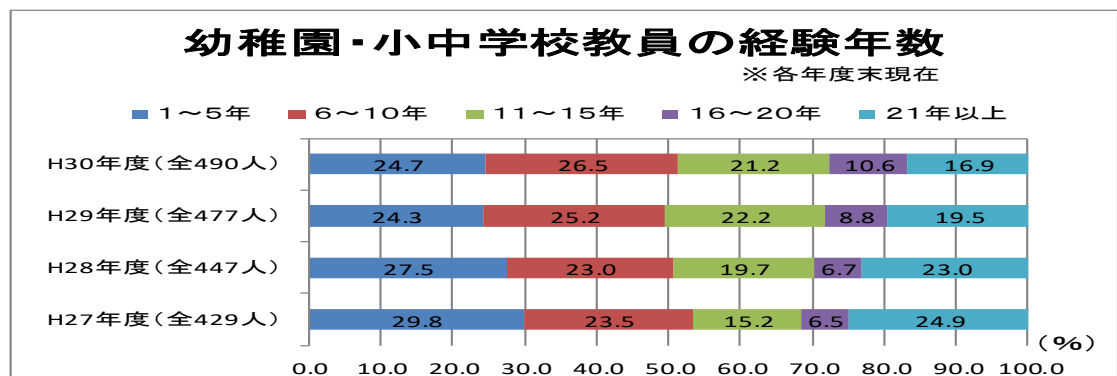
(図1)



(図2)



(図3)



(図4)

